

市長への手紙

あなたの声を聴かせてください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見などを幅広く聴いて、今後の市政に反映するための制度です。

寄せられた意見は、市長が直接目を通し、各課に対応を指示します。回答を希望する人には、書面またはEメールで回答します。回答には、1〜2カ月程度の期間を要します。

各課でも担当する業務について意見や要望を受け付けています。道路の補修や公園遊具の修理など早急な対応が必要な場合は、直接相談してください。

寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて、広報なりたや市ホームページに無記名で掲載する場合があります。

市政と関係のない内容や個人・団体を誹謗中傷する内容、政治・営業・宗教活動、選挙運動に関する

内容のものは受け付けません。

また「市長への手紙」として取り扱うことが適切でないと思われるものや、趣旨が不明確なものについては回答できません。回答を希望する場合は、住所・氏名・電話番号を忘れずに書いてください。

市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館などの市の施設に専用の用紙（受取人払い）が置いてあります。

専用の用紙以外を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

市長へのFAX

市内からは次の番号に送信してください。送信料はかかりません（コンビニエンスストアからは有料となる場合があります）。

☎0120・860・279

市外からは次の番号に送信してください。送信料はかかりません。

FAX0476・24・1086

市長への電子メール

市ホームページの「市長への電子メール」(<https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page302100.html>)から送信できます。

また、Eメール(nrisodan@city.narita.chiba.jp)も利用できます。あらかじめ、このアドレスからの電子メールを受信できるように設定してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

工業統計調査

インターネットでも回答できます

市では、6月1日(月)を基準日として、工業統計調査を行います。

この調査は、製造業の事業所を対象として、その実態を明らかにするために行われます。

調査の結果は各種行政施策を立案する際の重要な基礎資料となるほか、学術研究資料などにも利用されます。

今回の調査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市が

対象となる事業所に電話で連絡し、調査票を郵送します。

インターネット、または郵送での回答となりますので、調査にご協力をお願いします。

※くわしくは行政管理課(☎20・1501)へ。

下水道

正しい使用と点検を

各家庭の排水管へ、野菜くず・残飯・油・薬品類・水に溶けない紙などを流すと、污水管の変形や詰まりの原因となります。詰まりの修理には多額の費用がかかる場合がありますので、日頃から正しい使用と点検をお願いします。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

優良工事の表彰

施工技術の向上に

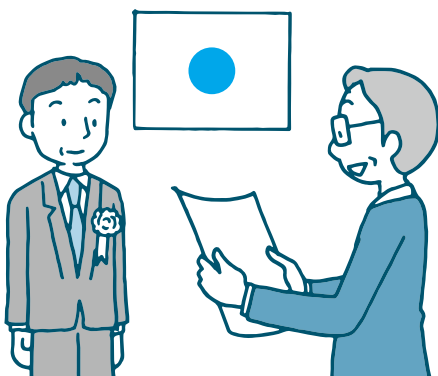
市では、建設工事の施工技術の向上と建設業者の育成を目的に、市が発注した建設工事を優良な成

績で完成した建設業者を表彰しています。

令和元年度優良建設工事は次の通りです。

工事名と施工建設業者
 雨水管渠築造工事(並木町大久保台市道流末排水)・(株)大松建設、水道事業配水管布設工事(遠山ルート1工区(ゼロ市債)・関東機工建設(株)、表参道石畳風舗装工事(上町・花崎町)・オバタ総業(株))

※くわしくは契約検査課(☎20・1515)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/business/page321700.html>)へ。



人権擁護委員・行政相談委員

毎月応じています

市では、法務大臣・総務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員・行政相談委員が相談に応じる「もめごと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を毎月実施しています。

秘密は厳守されますので、気軽に相談してください。

日程などは「困りごと・悩みごと相談室(11ページ)」で確認してください。

各委員は次の通りです(50音順・敬称略)。

人権擁護委員

石井富美江、江波戸秀記、小川美喜子、齊藤利明、椎名武男、田上さよ子、根本欣治、野村豊、三浦節子、宮田幸世、宮野精一、村嶋

隆美、諸岡由吏子
行政相談委員

大木孝男、高木木津枝、深山芳文
※くわしくは市民協働課 ☎20・1507へ。

雨水貯留施設設置費補助金

水資源の有効活用を

市では、雨水貯留施設の普及を促進し、雨水の有効利用を図るため、施設を設置する人を対象に補助金を交付します。申請は購入前に行ってください。

対象施設と補助額

○小規模雨水貯留施設(雨どいから雨水を集水する構造で、容量100リットル以上の未使用品)の物：設置費用の2分の1(上限3万円)
○浄化槽転用型雨水貯留施設(不

市長日誌

4月16日(木)～30日(木)

16日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(17・20・21・22・23・24・27・28・30日)
23日	臨時記者会見
28日	議会運営委員会
	全員協議会
	市議会臨時会 総務常任委員会



記者へ向けて説明(23日)

要となる浄化槽を転用し、住宅の敷地内に降った雨水を貯留する物：槽内清掃費を除く設置費用の2分の1(上限10万円)

申請期限 令和3年3月15日
※くわしくは環境計画課 ☎20・1533へ。

崖地の整備

工事費の3分の2を補助

市では、擁壁を設けるなどの危険な崖地の整備に対して補助金を交付しています。

補助を受けるには事前に手続きが必要です。工事を計画するときには土木課(市役所5階)に相談してください。

対象 ①次の2つに当てはまるもの(宅地造成事業や宅地分譲事業としての整備は除く)
○高さ(垂直)が3メートル以上で傾斜度が30度以上の崖地

○崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのある崖地

補助額 ①工事費の3分の2(上限750万円)。騒音地域は工事費の90パーセント(上限1、125万円)

※くわしくは土木課 ☎20・1550へ。

野焼きの禁止

周辺環境への配慮を

野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあります。

また、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑となります。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。禁止の例外となる行為も、周辺地域の生活環境に著しい影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課 ☎20・1532へ。

償却資産の申告

事業主の皆さんへ

1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有する事業主は、市へ申告する義務があります。

償却資産とは、事業に使用する構築物・機械・運搬具・器具・備品などです。まだ申告していない場合は、早めにご確認ください。申告用紙が必要な人は、資産税課 ☎

今月の納期限

6月1日(月)

軽自動車税

※くわしくは納税課 ☎20-1519へ。

※くわしくは資産税課へ。

太陽光発電設備も償却資産です

次のいずれかに当てはまる設備は毎年、市への申告が必要です。

○法人が所有している
○10キロワット以上で個人が住宅用に所有している
○個人が売電などのために事業用として所有している

一定の条件を満たす場合は、税負担軽減の特例措置を受けることができます。また、建材型ソーラーパネル(屋根材の上に載せたソーラーパネルを除く)は家屋で課税されますので、申告は不要です。

市営住宅の入居者募集

6月1日から受け付け

市では、市営住宅の入居者を募集します。今回から地域優良賃貸住宅の募集を開始します。

申し込み資格は次の要件を全て満たす人

- 住居に困っている
- 市内に続けて6カ月以上、居住しているか勤務先がある
- 市税を滞納していない
- 緊急連絡先がある

○ 申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない

一般市営住宅

○ 同居しようとする親族がいる(高齢者などは単身で入居できる場合があります)

○ 所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8,000円以下(高齢者・障がい者・小学校就学前の子どもがいる子育て世帯などは21万4,000円以下)

地域優良賃貸住宅

○ 高齢者・障がい者等世帯、18歳未満の子どもがいる子育て世帯

団地名(住所)	募集戸数	間取り	入居人数
一般市営住宅			
北囲護台団地 (囲護台1385-1)	3戸(2、3、4階)	3DK (6、6、7.5畳)	3人以上
	2戸(3、4階)	3DK (6、6.5、4.5畳)	2人以上
南囲護台団地 (囲護台1254-2)	1戸(1階)	2DK (6、6畳)	2人以上
	1戸(2階)	1DK (6畳)	1人以上
中囲護台団地 (囲護台2-1-3)	1戸(2階)	3DK (6、6、6畳)	3人以上
橋賀台団地 (橋賀台3-1)	3戸(2、3階)	3K (6、6、3畳)	2人以上
吾妻南団地 (橋賀台2-1-1)	2戸(2、4階)	1K (6畳)	1人以上
地域優良賃貸住宅			
加良部住宅 (加良部3-17-1)	12戸(1、2階)	2LDK (6、4.5畳)	2人以上

のいずれかである

○ 所定の方法で算出した世帯の所得月額が21万4,000円以下
入居期間に地域優良賃貸住宅のみ3年間(期間満了時に申し込み資格に該当している場合は再契約可)

家賃に希望する住宅や世帯の所得額によって異なる

申込書配布場所は建築住宅課(市役所5階)、下総・大栄支所

申し込み方法は6月1日(月)～15日(月)土・日曜日を除くに申込書を建築住宅課へ

※くわしくは同課(☎20・1564)へ。

家庭ごみの自己搬入停止

安定処理のためご協力を

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、ごみの安定した処理を継続するため、5月31日(日)までの間、家庭ごみの自己搬入の受け入れを停止します。

集積所からのごみ収集と粗大ごみの予約回収は通常どおり実施します。粗大ごみの予約回収は事前に成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689、平日の午前8時30分～

午後5時15分に申し込んでください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

消費生活モニター

19人に委嘱されました

消費生活モニターは会議や研修会、講演会などの活動を通じて得た知識を生かし、市民の皆さんの消費生活を向上させるお手伝いをしています。

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

道路側溝の清掃

梅雨に備えた準備を

落ち葉などが道路側溝に堆積し集水桝が詰まると、雨水などが道路上に溢れ、思わぬ事故を引き起こす場合があります。梅雨に備え、自宅周辺の道路側溝の清掃にご協力をお願いします。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
 - 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
 - 防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)
 - なりたメール配信サービス(事前登録が必要)
右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sg-m.jp)に空メールを送信して登録する
- ※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス